

平成 27 年 11 月 9 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
日本リテールファンド投資法人
代表者名 執行役員 難波修一
(コード番号 8953)

資産運用会社名
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
代表者名 代表取締役社長 辻 徹
問合せ先 リテール本部長 荒木慶太
TEL. 03-5293-7081 E-mail: jrf-8953.ir@mc-ubs.com
URL: http://www.jrf-reit.com/

賃料減額訴訟に関する上告のお知らせ【河原町オーパ】

1. 上告の経緯

日本リテールファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、運用資産である「河原町オーパ」（以下「本物件」といいます。）の賃借人である株式会社OPAより、本物件の信託受託者である三井住友信託銀行株式会社を通じ賃料減額訴訟の提起を受け、その後、平成27年1月30日付で大阪高等裁判所に控訴しておりましたが、平成27年10月27日に大阪高等裁判所にて控訴審判決が言い渡されました。当該判決は、賃借人による減額請求が合理的な理由を欠くものとする本投資法人の主張内容と隔たりがあることから、本投資法人は三井住友信託銀行株式会社を通じ、本日最高裁判所に上告提起いたしましたので、お知らせします。

2. 今後の見通し

本件上告の結果次第では、本投資法人の運用状況に影響を与える可能性があります。仮に控訴審のとおりに判決が確定した場合においても平成28年2月期（第28期：平成27年9月1日～平成28年2月29日）及び平成28年8月期（第29期：平成28年3月1日～平成28年8月31日）への影響は軽微であり、また配当積立金、圧縮積立金等を活用することにより分配金には影響を与えない方針であることから、各期の運用状況の予想に変更はありません。

以 上

ご参考：

平成 24 年 12 月 18 日付 「本投資法人に対する賃料減額訴訟の提起に関するお知らせ【河原町オーパ】」
平成 25 年 6 月 28 日付 「本投資法人に対する賃料減額訴訟の内容変更に関するお知らせ【河原町オーパ】」
平成 27 年 1 月 16 日付 「賃料減額訴訟に関するお知らせ【河原町オーパ】」
平成 27 年 1 月 30 日付 「賃料減額訴訟に関する控訴のお知らせ【河原町オーパ】」
平成 27 年 10 月 27 日付 「賃料減額訴訟に関するお知らせ【河原町オーパ】」